災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月十三日

公衆浴場入浴料金統制額の指定に関する告示の一部改正 (生活衛生課)

平成二十年度クリーニング師研修の指定 (生活衛生課).....

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

Щ

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課).......

土地改良区役員の届出 (農村整備課)

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(建築指導課)

道路の区域の変更 (道路整備課).....

道路の供用の開始 (道路整備課).....

土地改良区連合定款変更の認可 (農村整備課).....

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)......

Ξ

四 四

兀 兀 Ξ

П

目

次

報

災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (厚政課)...

毎週火・金曜日発行

山口県規則第五十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

する。 災害救助法施行細則(昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正

成二十年四月一日から適用する。 千円」を「十三万七千五百円」に改める。 記一の六の2中「五十万円」を「五十一万円」に改め、別記一の十二の2中「十三万七 別記一の一の2の①中「二百三十二万六千円」を「二百三十六万六千円」に改め、 この規則は、 則 公布の日から施行し、

改正後の災害救助法施行細則別記一の規定は、

平

山口県告示第二百八十九号

(環境政策課)

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年六月十三日から同年七月三日までの づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 に供する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基 山口県環境生活部環境政策課及び美祢市市民福祉部生活環境課において公衆の縦覧

平成二十年六月十三日

山口県知事

井 関 成

申請者の氏名又は名称及び住所

六

氏名又は名称 マダ・大畑建設特定建設工事共同企業体一般国道四九〇号道路改良(鞍掛山トンネル)工事清水建設・シー般国道四九〇号道路改良(鞍掛山トンネル)工事清水建設・シ

住 所 広島市中区上八丁堀八番 믁

工場又は事業場の名称及び所在地

称 | 般国道四九〇号道路改良 (鞍掛山トンネル) 工事作業所

所在地 美祢市美東町赤二番地の三

Ξ 特定施設に関する事項

山口県知事

= 井

関

成

平 成

ťά

年 月 日 日

最

大

 $\frac{-}{0}$

 m^3

最

七

 $\frac{-}{\circ}$

//

m³

(--)

種類、

構造及び使用時間間隔等

研修の開催期日及び開催場所

研修の主催者

名称

住所

東京都港区新橋六丁目八番二号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

五

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

山口県告示第二百九十号 排 水 水 П П 通 水 素 七 1 常 排 五 (水素指数) 最 六 五 八・五 出 通 化学的酸素要求量 水 常 0 最 の $\overline{\mathcal{H}}$ 通 浮 遊 常 五 物 最 mg /質 五〇 (mg鉱 / 鉱油 単) 最 状 _ Ξ 平成二〇、 講習の開催期日及び開催場所 通 窒 開催期日 態 $\overline{\circ}$ 常 最 mg の 素 — 五 大 通 値 常 最 mg / ℓ) 大 開催場所 通 排出水の一日当たりの量(㎡) 五〇〇 常 最 七一〇

次の研修を平成二十年度におけるクリーニング師の研修として指定した。 クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第八条の二第一項の規定により、

平成二十年六月十三日

山口県知事 関

= 井

成

開催場所

(日曜日) 新山口ターミナルホテル山口市小郡下郷一二九二番地

Ξ 研修の受講料

平成二〇、

V

兀

開催期日

五千円

Щ

山口県告示第二百九十一号

習を平成二十年度におけるクリーニング所の業務従事者に対する講習として指定した。 クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第八条の三の規定により、次の講

平成二十年六月十三日

住所

東京都港区新橋六丁目八番二号

名 称

財団法人全国生活衛生営業指導センター

講習の主催者

山口県知事

_ 井 関 成

> 九 一八 (日曜日)

山口県国際総合センター下関市豊前田町三丁目三番一号

講習の受講料

四千五百円

Ξ

山口県告示第二百九十二号

号)の一部を次のように改正し、平成二十年六月二十三日から施行する。 公衆浴場入浴料金統制額の指定に関する告示 (昭和五十八年山口県告示第二百四十五

平成二十年六月十三日

の表料金の項中「三百六十円」を「三百九十円」に改める。

山口県知事

=

井

関

成

山口県告示第二百九十三号

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地

平成二十年六月十三日

土地改良区の名称

岩国市柱島土地改良区

認 可 年 月

日

山口県知事

井

関

成

平成 0 乊 Ξ

Ξ

山口県告示第二百九十六号

路

線 名 道路の種類

県道 武久椋野線

道路の区域

Щ

X

間

旧新別

(メートル)敷 地の 幅員

(メートル) 延 長

備

考

旧

最最 広狭

四一 二七 四二

三七四・五

山口県告示第二百九十五号

報

路の区域を変更する。

山口県告示第二百九十四号

十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十四条において準用する同法第三

土地改良区連合の名称

平成二十年六月十三日

山口県知事

_

井

関

成

認 可 年 月 日 Ξ

岩国市八幡土地改良区連合

平成二〇 六

いて一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十年六月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

ıΣ

平成二十年六月十三日

= 井

関

成

山口県知事

まで
まで
まで
まで

新

最最 広狭

四二 五七 •••

三七八・六

完了による。 道路改良工事の

路の供用を開始する 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十年六月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成二十年六月十三日

山口県知事 _ 井 関 成

武県 久椋 野線道	路線名
同市生野町一丁目一〇五一0	供用開
の三地先まで	始の
	X
	間
三日 平成二十年六月十	供用開始の期日

山口県告示第二百九十七号

り定めた。 う。) 及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、 に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格 (以下「経営規模等入札参加資格」とい 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 維新百年記念公園陸上競技場機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者 方法等について次のとお

平成二十年六月十三日

山口県知事

井

関

成

維新百年記念公園陸上競技場機械設備工事

工事場所 山口市吉敷地内

工事の概要

7:T A4	
延べ面積(二〇、五八四平方メートル鉄筋コンクリート造一部鉄骨造)地上四階建	構
	造
	及
	び
	規
	模
給空	
A排水衛生設備工事一式工気調和設備工事一式	エ
	事
	内
	容

経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 人札に参加できる者は、 次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (三者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

あること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級で 示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。) 二の○の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告 申請書等の提出方法

묵 (\equiv)

2 定する特定建設業の許可(管工事業に係るものに限る。)を受けていること。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規

出資比率が二十パーセント以上であること。

事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの 以下「総合評定値」という。)の管工事の数値が千百以上であること。 共同企業体の代表者の平成二十年六月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知

共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が八百以上であるこ

経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の○に規定する共

共同企業体協定書の写し)を提出しなければならない

総合評定値通知書の写し

特定建設業の許可通知書の写し

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番

묵

申請書等の提出期間及び時間

(四)

平成二十年六月十三日から同月二十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

平成二十年七月九日までに発送する。 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

兀

三八三〇)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県土木建築部建築指導課 (電話〇八三-九三三

山口県告示第二百九十八号

地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ

について次のとおり定めた。 札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等 ıΣ 入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格 (以下「経営規模等入 維新百年記念公園陸上競技場電気設備 (競技照明設備) 工事の契約に係る一般競争

平成二十年六月十三日

山口県知事

井 関 成

維新百年記念公園陸上競技場電気設備 (競技照明設備) 工事

工事場所 山口市吉敷地内

工事の概要

延べ面積 二〇、五八四平方メートル鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上四階建	構
	造
	及
	び
	規
	模
競技照明設備工事一式	エ
	事
	内
	容
1	

=経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (三者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級 示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。) 二の○の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

2 定する特定建設業の許可 (電気工事業に係るものに限る。) を受けていること。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの (以下「総合評定値」という。)の電気工事の数値が千百以上であること。 共同企業体の代表者の平成二十年六月十二日までに国土交通大臣又は都道府県知

共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が八百以上であるこ

経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、 告示四の一に規定する共

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 (以下「申請書等」とい)を提出しなければならない。

- 共同企業体協定書の写し
- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し

3

- 委任状
- 申請書等の提出方法

よるものは、 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に 受け付けない

申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一 믁

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年六月十三日から同月二十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

(五)

その他 平成二十年七月九日までに発送する。

四

-三八三○) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県土木建築部建築指導課 (電話〇八三-九三三

山口県告示第二百九十九号

六十六号)の一部を次のように改正する。 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百

平成二十年六月十三日

山口県知事

_ 井

関

成

周東陣ケ原土地改良区

理

事

吉岡 竹田

一の表中

ター 総合セ ン県 三丁目三番一号 豊前田町 ター 関団法人山口県 三丁目三番一号 豐前田町 平 七成八、 一 \equiv を

	株式会社一二
	の一 字松江一三八一 三八十 三八十
	スクール アイルモーター
	字吉賀一五八八第一新川町大
	平成二〇、一
に 改 め	

退任した役員

三丁目三番一号下関市豊前田町 ター 国際総合セン 国際総合ロリ

ター 国際総合 セン 国際総合 コリ

三丁目三番一号 豐前田町 平 "成 一、

るූ

(二五〇) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 土地

平成二十年六月十三日

山口県知事

=

井

関

成

所

就任した役員

区字部市藤河内土地改良 土地改良区の名称 監理 事事 の 別 理 事 井上 氏 茂雄 名 宇部市大字藤河内六一四 住

藤井 卓治 清美 久 11 11 四三 五九一 二九五の三 三四七

掛部 井藤 広志

加藤 優治 保 五七三 三〇五

里子 律雄 " 岩国市周東町差川五三八の四 周東町上久原一一九二 二〇九五

" 11

七三〇の二

11 " 周東町上久原七六五の四 三笠町三丁目一一番二号 " 八八五の二

" "

藤村

照夫

津々木道男 宮本るり子 中 村

突子

宮本アキコ

六

=

六 五 一 七 四 三

九〇五 九 一 一

八八〇

五八二 五六四 二七五の二 六〇三

所

平成二十年六月十三日発行平成二十年六月十三日印刷

発発 行行 人所

口県知事 定

ЩЩ

定価ー

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)